第二条第三項第六号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ(1)中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ(2)中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第三条第二項第七号を次のように改める。

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ　連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト　証券化取引に関する会計方針

チ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

第三条第三項第七号イ中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、(8)及び(9)を削り、(7)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第三条第三項第七号イ中(6)を(9)とし、(5)を(8)とし、同号イ(4)中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ(4)を同号イ(7)とし、同号イ(3)中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中(3)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4)　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5)　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

第三条第三項第七号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ(1)中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ(2)中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号を次のように改める。

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ　組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト　証券化取引に関する会計方針

チ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

第二条第三項第六号イ中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、(8)及び(9)を削り、(10)を(12)とし、(7)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第二条第三項第六号イ中(6)を(9)とし、(5)を(8)とし、同号イ(4)中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ(4)を同号イ(7)とし、同号イ(3)中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中(3)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4)　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5)　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

第二条第三項第六号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ(1)中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ(2)中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳